

令和3年度利用申込のご案内

放課後児童クラブ

受付期間
2月1日(月)
～
2月26日(金)

市では、保護者が仕事等により昼間家庭にいないお子さんを対象に、放課後に遊びや読書、集団活動を通じて楽しく過ごせるよう、放課後児童クラブを開設しています。4月からの利用について、次のとおり申込みを受け付けますので、ご希望の方はお申し込みください。

●利用できる条件／保護者が就労や長期の疾病、家族の介護などにより日中家庭でお子さんの面倒をみるできない場合です。
●対象となる児童／市内の小学校に就学している6年生までの児童です。

●開設場所／開設場所は下表のとおりです。お住いの区域によって、利用できる児童クラブが指定されますのでご注意ください。

●開設日と時間／日曜・祝日、お盆(8月12日～14日)、年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日開設。平日「月～金」は午後1時から午後6時まで。土曜日や学校長期休業日は午前8時から午後6時まで。

●利用料／月額1,000円(4月以降に納入通知書を送付します。)

●保険料／1人当たり年額800円
児童クラブ活動中のけがに備えて、傷害保険(スポーツ安全保険)に加入していただきます。

●申込方法／市役所子ども・子育て支援課や総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所に備え付けの「放課後児童クラブ加入申込書」に必要事項を記入のうえ、保険料を添えて提出してください。

なお、新1年生は入学説明会時に加入申込書を配布し、現在児童クラブを利用してしている児童については、各児童クラブから配布されます。

●申込期日／2月1日(月)～2月26日(金)

●申込書提出先／市役所子ども・子育て支援課や総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所、または各児童クラブ
※申込期日以降も受け付けますが、児童クラブでは受け付けすることができません。

児童クラブQ&A

Q 障がいのある子どもは利用できますか？
A 障がいのあるお子さんのご利用については、集団活動が困難だと判断したときは、利用をお断りする場合があります。お申し込み前にあらかじめお問い合わせください。

Q 祖母の家に帰宅するので、指定以外の児童クラブを利用したい。
A 部活動や習い事、親族宅への帰宅などにより区域外の児童クラブを利用する場合は「区域外児童クラブ登録申請書」を提出してください。施設の利用状況によっては変更できない場合もあります。

Q 仕事を辞めた場合の手続きは？
A 利用できる条件を満たさなくなった場合は「退所届」を提出していただきますが、あらかじめお問い合わせください。

Q 市役所子ども・子育て支援課保育係
A 「内線165」

問 市役所子ども・子育て支援課保育係
答 「内線165」

クラブ名称	実施場所	対象区域
上磯A・B・C児童クラブ	上磯小学校	上磯小学校区
久根別A・B児童クラブ	久根別小学校	久根別2丁目、東浜1～2丁目、七重浜8丁目、追分4丁目
第二久根別児童クラブ	久根別子育て支援拠点施設(旧第二東光保育園)	久根別1丁目、久根別4～5丁目
第一浜分A児童クラブ	浜分中学校	追分2丁目(1～16番、20～37番)
第二浜分A児童クラブ		七重浜5～7丁目、追分1丁目
第三浜分A・B児童クラブ	浜分ふれあいセンター	七重浜1～4丁目
第四浜分児童クラブ	追分福祉センター	七重浜8丁目、追分、追分2丁目(17～19番、38番～71番)、追分3～7丁目
谷川児童クラブ	谷川小学校	谷川小学校区
石別児童クラブ	石別小学校	石別小学校区
大野A児童クラブ	新道会館	本町(消防署前通より北側)、本町1～4丁目、本郷、本郷1～2丁目、白川、細入、向野、向野1～3丁目、文月、村内
第二大野児童クラブ	さわやか会館	本町(消防署前通より南側)、本町5～6丁目、南大野、開発、清水川
市渡児童クラブ	市渡会館	市渡小学校区
萩野児童クラブ	東前子育て支援拠点施設(東前西団地内)	萩野小学校区